

埋蔵文化財発掘の届出の記入・提出方法

●届出の申請書類書式・遺跡地図の入手方法

- ・国分寺市ホームページからダウンロード
→ 申請書ダウンロード → 文化財 → 埋蔵文化財発掘の届出（通知）
- ・ふるさと文化財課窓口（武蔵国分寺跡資料館2階）
- ・まちづくり推進課窓口（国分寺市役所第2庁舎2階）

●埋蔵文化財発掘の届出の提出日について

届出は文化財保護法第93条により、工事着手の60日前までに提出する必要があります。この期限を過ぎてしまいますと、文化財保護法に反することになります。届出のご提出が遅れた場合、ご計画に大きな影響を及ぼすこともございますので、提出期限の厳守にご協力ください。

●届出書類の記入方法

記入見本をご確認の上、ご記入ください。記入漏れや不足書類の無いようご注意ください。

注意：正本はすべてA4版に揃えてください。副本は押印を含めてコピーで構いません。

(1) 埋蔵文化財発掘の届出・通知について（正・副2部）

※別記「1：所在地」は、原則として住居表示でご記入ください。

「2：面積」は掘削面積をご記入ください。敷地面積ではありません。

(2) 承諾書（正・副2部，土地所有者と届出の申請者が異なる場合のみ）

(3) 道路占用許可書の写し（正・副2部，道路上での掘削工事を実施する場合のみ）

※道路占用許可の申請は、道路管理課（国分寺市役所第2庁舎2階）の所管です。

(4) 添付図面（正・副2部）

- ・位置図 「国分寺市遺跡地図」に申請地を明示してください（モノクロで構いません）。
- ・案内図 住宅地図等に申請地を明示してください。
- ・平面図 工事平面図で、掘削範囲や規模がわかる図面。

※住宅の場合、基礎や給排水管の配置、地盤改良を行う場合は位置が分かる図面。

その他、地下室・駐車場など掘削を行う工事の図面。

- ・断面図 掘削の深度が分かるように、設計GL、基礎や給排水管の深さ、改良杭の長さが分かるもの。

(5) 埋蔵文化財協議書（1部のみ）

※工事の状況を把握しており、連絡の取れる方の連絡先を記入してください。

(6) 埋蔵文化財調査および出土品権利放棄にかかる承諾書（1部のみ，建築・宅地造成などの大きな工事の場合）

※土地所有者名で提出、複数の方が所有されている場合は連名で構いません。

●提出方法

(1)窓口（ふるさと文化財課史跡係）

(2)郵送等（不備があった場合訂正を行い、完備した日を受付日とします。余裕を持った届出をお願いします。また郵送事故を防ぐために、事前に電話連絡をお願いします。）

※書類に不備があった場合には、受理できません。

※FAX・電子メールでのご提出はできません。

●今後の流れ

○国分寺市ふるさと文化財課からの埋蔵文化財協議書のご返却

届出のご提出から1～2週間ほどで、埋蔵文化財協議書にて、東京都に進達した国分寺市の判断内容（確認調査・立会調査など）を、メール・FAXなどでお知らせいたします。

○東京都教育委員会からの「通知」 【都の通知が正式な指導内容となります】

届出のご提出からおよそ1か月後に、届出の申請者様宛に「通知」が郵送されます。

※代理人の方が届出を提出された場合、このことを必ず申請者にお伝えください。

→ ・立会調査となった場合、工事日の数日前にふるさと文化財課に連絡をしてください。

→ ・確認調査・発掘調査となった場合、調査担当から詳細についてご連絡いたします。

※工事のご計画に変更が生じた場合は、埋蔵文化財の取扱判断が変わる可能性があります。そのため、工事内容を変更する場合は、すみやかにふるさと文化財課までご連絡ください。

◆◆◆◆◆連絡・問い合わせ先◆◆◆◆◆

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

国分寺市教育委員会 教育部 ふるさと文化財課 史跡係
〒185-0023 国分寺市西元町1-13-10（武蔵国分寺跡資料館2階）
TEL 042-300-0073 FAX 042-300-0091

（令和3年4月）